

基本指針について

平成29年7月

大阪市 福祉局 高齢福祉課
介護保険課

基本指針について

基本指針について

現状・課題

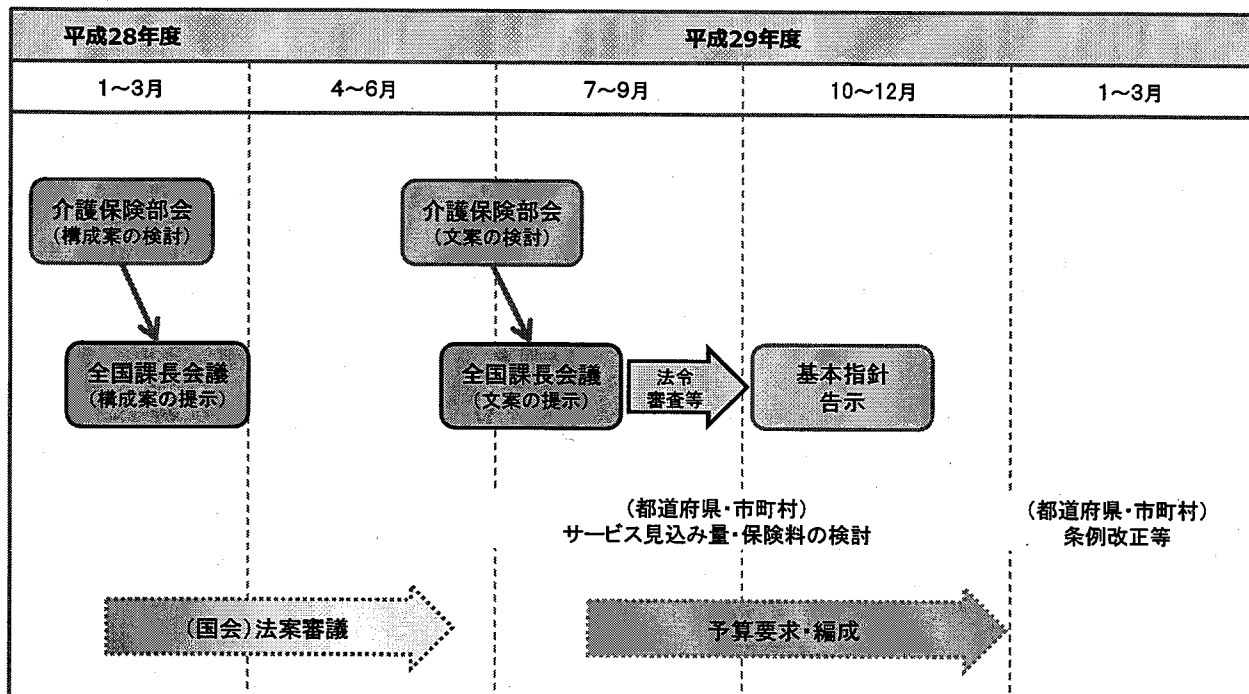
1. 第7期の基本指針の位置付け

- 介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされている（現在の基本指針は平成27年3月18日厚生労働省告示第70号として告示）。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。
- 基本指針では、以下の事項について定めることとされている。
 - ・ 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - ・ 市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - ・ その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 基本指針では、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。
- 第7期（平成30年度～32年度）においては、第6期で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めていくために、第7期の位置付けを明らかにすることが求められる。
- 都道府県介護保険事業支援計画、市町村介護保険事業計画と医療計画は、平成30年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致することとなるため、第7期ではこれらの計画の整合性や一体的な作成体制の整備等がこれまで以上に求められる。

基本指針について

現状・課題

2. 基本指針の改正に係る今後のスケジュール



2

基本指針について

現状・課題

3. 第6期基本指針の構成

前文

第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

地域包括ケアシステムの基本的理念 / 認知症施策の推進 /
 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標 /
 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり /
 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上 / 介護サービス情報の公表 /
 介護給付の適正化 / 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携

第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

【市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項】

基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 /
 平成37年度の推計及び第6期の目標 / 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 /
 要介護者等地域の実態の把握 / 日常生活圏域の設定 / 他の計画との関係 / その他

【市町村介護保険事業計画の基本的記載事項】

日常生活圏域 / 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み /
 各年度における地域支援事業の量の見込み

【市町村介護保険事業計画の任意記載事項】

地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 /
 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 /
 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 /
 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 /
 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 /
 市町村独自事業に関する事項 / 介護給付の適正化に関する事項 /
 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

3

基本指針について

現状・課題

第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

【都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項】

基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 /
平成37年度の推計及び第6期の目標 / 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 /
要介護者等の実態把握 / 老人福祉圏域の設定 / 他の計画との関係 / その他

【都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項】

老人福祉圏域 / 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み /
老人福祉圏域を単位とする広域的調整 / 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

【都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項】

地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 /
介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 /
地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項 /
介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 /
介護サービス情報の公表に関する事項 / 介護給付の適正化に関する事項 /
療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

第4 指針の見直し

別表

4

基本指針について

現状・課題

4. 基本指針の検討にあたって考慮すべき要素

現在、今後の基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素としては、例えば下記のようなものが考えられる。

＜地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案関係＞

- 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- 医療・介護の連携の推進等
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

※ 国会の審議を経て成立した場合、成立した内容を踏まえて、基本指針に反映

＜介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成28年12月9日)関係＞

- 地域包括支援センターの機能強化
- 新オレンジプランに基づく認知症の容態に応じたサービスを受けられる仕組みの構築、認知症の人の視点に立った施策の推進等
- 介護人材の確保(生産性向上・業務効率化等)
- 都道府県による研修や医療職派遣に関する調整等

＜「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成28年12月26日一部改正)関係＞

- 医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保できるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置
- 病床の機能分化・連携の推進に伴う在宅医療等の新たなサービス必要量における医療計画と介護保険事業(支援)計画の整合性の確保と医療・介護の提供体制の整備

＜その他、基本指針の検討にあたって考慮すべき要素＞

- 介護をしながら仕事を続けることができる、「介護離職ゼロ」の実現(ニッポン一億総活躍プラン)
- 介護保険事業(支援)計画上での総量規制の取扱いによる介護療養病床及び医療療養病床からの転換支援の継続(療養病床の在り方等に関する特別部会「療養病床の在り方等に関する議論の整理」)

5

基本指針について

5. 構成等の見直し案

- (注) ●:地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案関係
○:介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」関係
□:地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針関係
△:その他、基本指針の検討にあたって考慮すべき要素

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項		
一 地域包括ケアシステムの基本的理念	一 地域包括ケアシステムの基本的理念	● 地域共生社会の理念 ○ 制度改正の理念「自立支援、介護予防・重度化防止」の明示 ○ 退院時調整等に関する地域包括支援センターの役割 △ コーディネーター等の具体的活動 □ 医療・介護の提供体制の整備に関する、住宅施策との連携、「まちづくり」の一環としての位置づけ
1 介護給付等対象サービスの充実・強化	1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	
2 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	2 介護給付等対象サービスの充実・強化	
3 介護予防の推進	3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	
4 日常生活を支援する体制の整備	4 日常生活を支援する体制の整備	
5 高齢者の住まいの安定的な確保	5 高齢者の住まいの安定的な確保	
二 認知症施策の推進		
三 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標	二 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標	
	三 医療介護総合確保法に基づく計画、医療計画との整合性の確保	□ 医療計画との同時改定を踏まえた整合性の確保の必要性、そのために協議の場を持つ必要性 ○ 地域包括支援センターが行うマネジメント支援については、地域全体をターゲットとすることが適当 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化 ○ 地域包括支援センター職員、認知症施策のための人材育成 ○ 新オレンジプランに基づく認知症の容態に応じた循環型の仕組みの構築等の施策 △ 高齢者虐待の防止(家族支援)
四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり	四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	
五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上	五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上	
六 介護サービス情報の公表	六 認知症施策の推進	
七 介護給付の適正化	七 高齢者虐待の防止等(新設)	
八 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携	八 介護サービス情報の公表	
	九 効果的・効率的な介護給付の推進	
	十 都道府県による市町村支援等	● 都道府県による、市町村が行う地域課題の分析等の支援(研修や地域分析の支援、医療職の派遣等のための調整)
	十一 市町村相互間の連携	

6

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
第三 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項		
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	● データ分析に基づく課題分析等から始まるPDCAサイクルの重要性
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化	1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	○ 議論に基づく施策反映の重要性
2 平成三十七年度の推計及び第六期の目標 (一)平成三十七年度の推計 (二)第六期の目標	2 要介護者等地域の実態の把握 (一)被保険者の現状と見込み (二)保険給付の実績把握と分析 (三)調査の実施 (四)地域ケア会議における課題の検討	○ 都道府県による調査実施支援 △ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の積極的活用、介護離職や家族等の介護者の観点も踏まえた調査 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化 △ 協議体やコーディネーターによるニーズの把握
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 (一)市町村関係部局相互間の連携 (二)市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催 (三)被保険者の意見の反映 (四)都道府県との連携	3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 (一)市町村関係部局相互間の連携 (二)市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催 (三)被保険者の意見の反映 (四)都道府県との連携	△ 防災部局、障害部局 △ 関係者としての家族、計画作成委員会等における意見集約の重要性 □ 広域的調整の観点からの協議の場、都道府県医療政策部門との協議の場
4 要介護者等地域の実態の把握 (一)被保険者の現状と見込み (二)保険給付の実績把握と分析 (三)調査の実施 (四)地域ケア会議の活用	4 平成三十七年度の推計及び第七期の目標 (一)平成三十七年度の推計 (二)第七期の目標	○ 地域医療構想との整合性

7